

お手続きに必要なもの一覧

申告内容				必要なもの															
				標識交付申請書	廃車申告書	再交付申請書	販売証明書	廃車申告受付書	譲渡証明書	ナンバープレート	標識交付証明書	標識弁償金	改造証明書	盗難届	解体証明書	り災証明書			
登録・変更	購入																		
	譲渡	前所有者	廃車済	区外ナンバー															
			区内ナンバー																
		未廃車	区外ナンバー							1									
			区内ナンバー																
	転入	前自治体	廃車済																
			未廃車								1								
	番号変更	標識破損・紛失																	
排気量・車種変更																			
区内転居																			
廃車 3	廃棄・譲渡・転出等																		
	盗難（届出済）													2					
	焼失・解体（証明書有）														2	2			

必ず必要 なくてもやむを得ない プレートがない場合必要

標識交付申請書、廃車申告書、再交付申請書および譲渡証明書には納税義務者の方の押印が必要になります。

- 1 前自治体から転出した際に送られてきた標識付替通知でも可能です。
- 2 届出の事実確認が出来ない場合や届出をしていない場合には、廃車の申告をされた日付で課税をお止めします。
（この場合は盗難でも標識弁償金が必要になります。）
- 3 廃車のみ郵送での申告をすることができます。
（上記、必要書類のほかに82円を貼った返信用封筒が必要になります。）